

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：岐阜県

農業委員会名：揖斐川町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	1,396
自給的農家数	675
販売農家数	721
主業農家数	42
準主業農家数	65
副業的農家数	614

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	620
女性	232
40代以下	7

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	82
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	4
農業参入法人	13
集落営農経営	8
特定農業団体	0
集落営農組織	8

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,370	360				1,730
経営耕地面積	1,301	114	39	75		1,415
遊休農地面積	7.3	1.4	1.4			8.7
農地台帳面積	1,558	719	719			2,277

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者								
女性								
40代以下								

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	16
認定農業者	—	11
認定農業者に準ずる者	—	2
女性	—	2
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	13	13	6

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,730ha	916.7ha	52.68%
課 題	農業従事者の減少・高齢化等による遊休農地の増加が危惧される。担い手の高齢化による規模縮小、離農などにより、集積面積の減少が生じている。また、鳥獣害による農作物の被害も増加傾向で特に中山間地域においては、これらの対策を強化し、地域の担い手にさらなる農地集積を加速させる必要がある。		

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 940ha (うち新規集積面積 3 ha)
	目標設定の考え方:平成30年度から令和元年度への減少分の1/2程度回復
活動計画	5月及び11月に円滑な権利移動ができるよう、事前に農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知活動する。 4～9月は担い手への農地の利用集積のために、中間管理機構の事業などの各種交付金の活用も併せて検討する。

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数
	0 経営体	3 経営体	1 経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	0.5 ha	2.0 ha	0.5 ha
課 題	農業従事者の高齢化の進む中、新規参入者の確保は、重要な課題である。特に町外からの転入者などは、農地の権利取得が困難なため、売上及び収入が向上しない現状である。国からの補助金が打ち切られた後も、農業収入で自立できる農地面積の確保、技術向上が重要となる。		

2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	2 経営体	参入目標面積	0.5 ha
活動計画	5月から7月にかけて、新規参入者の掘り起こし、面談等の支援を実施する。面談には、農業委員及び農地利利用最適化推進委員の同席を基本とする。 農地利利用最適化推進委員会を中心に耕作予定地のあつせん、仲介などを行い、利用権などの権利取得の促進を図る。栽培作物に応じ、技術指導者などの紹介を行う。		

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,730ha	8.7ha	0.50%
課 題	農地の利用状況調査の円滑な実施と遊休農地の所有者等への指導徹底が必要である。特に遠方に在住の所有者については、連絡手段などを含めて再度検討する必要がある。		

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 2.9 ha		
	目標設定の考え方:第2次総合計画前期分(H28~H32)の目標指標の数値とする。		
活 動 計 画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	35人	8月~9月	10月~11月
	農地の利用状況調査	調査方法 1 管内全域を調査区域とし道路からの目視による巡回調査を一斉に実施。遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、写真を撮り地図等に記録する。 2 調査区域を11地区に区切り、担当委員が調査する。	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
	10月~12月	12月~1月	
その他			

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,730ha	0.13ha
課 題	特に、中山間地域は山間部にあり、地元農業者の目も行き届かないため、違反転用の発見が遅れがちであり、重点的な監視活動が必要。継続する違反案件については是正を求め続けていくほか、新規違反案件の発生を防止していく必要がある。	

2 令和2年度の活動計画

活 動 計 画	<p>○違反転用の是正指導 違反転用を発見した場合、転用者に対し、違反の是正の意向・是正までのスケジュール等の聞き取りを実施。継続する案件についても、引き続き土地所有者及び関係者との協議を進める。</p> <p>○違反転用の発生防止に向けた取組 最適化推進委員による日頃のパトロールの強化により、未然に違反転用の防止を図る。地域の農業者にも対し、違反転用情報の農業委員会への提供を呼びかける。</p> <p>8月~9月の最適化推進委員・事務局職員全員による利用状況調査と農地パトロールの実施。</p>
---------	--